

個別の診療報酬の分かる明細書の発行について

医療保険適用病棟においては、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成 22 年 4 月 1 日診療分より、領収書の発行の際に、個別の診療報酬に分かる明細書を無料で発行することと致しました。

明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称等が記載されます。

(対象病棟：2A、6C、6E、B1、C2北)

その点、ご理解いただき、ご家族様が代理で会計を行う場合の、代理の方への発行も含め、明細書の発行を希望されない方は、各病棟事務にその旨をお申し下さい。

尚、入院料に薬剤は検査等が包括される病棟においては、明細書には個別の診療報酬は記載されません。

(対象病棟：8号、B2、C3、E1、F1東、F1西、F2東、F2西)

ご不明な点等がございましたら、各病棟事務にお問い合わせください。

令和 7 年 5 月

